

TMBニュース

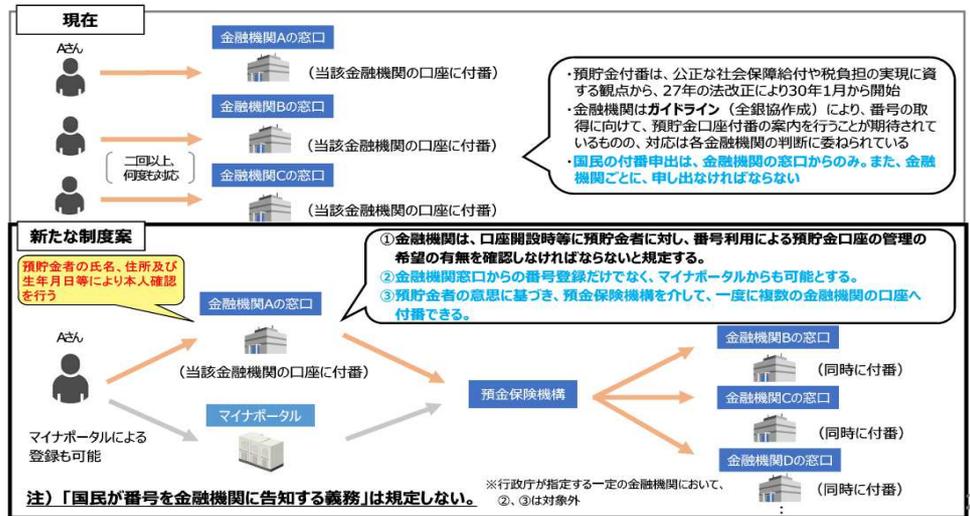


税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和7年1月31日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp 担当 : 渡辺
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F ティナ森町6F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

預貯金口座付番制度について

1. 預貯金口座付番制度の概要

預貯金口座への付番とは、任意で預貯金者が金融機関にマイナンバーを届け出ることによって、預貯金口座にマイナンバーをひも付けることができる制度です。令和6年4月1日に施行された口座管理法により、新規口座を開設する場合はマイナンバーの付番を希望するか意思確認がされますので、本人確認書類と本人のマイナンバーが確認できる書類を提出し、付番を希望する旨を自分の意思で依頼すれば付番が行われます。既にある銀行口座に付番するには、各銀行の店頭などで口座とマイナンバーを付番する届出を受け付けています。申し出を受けた銀行は普通預金だけでなく定期預金や外貨預金などの契約している全ての口座とマイナンバーを付番して管理します。現時点では、複数の銀行の口座を付番しようとする場合には、銀行ごとに手続きが必要ですが、令和7年3月末頃には、マイナンバーの提供を受けた金融機関は、預貯金者の意思に基づき、預金保険機構を介して一度に複数の金融機関の口座を付番することができます。また、マイナポータルによる登録もできる予定です。預貯金口座の付番をすることで災害等により通帳やキャッシュカードを紛失してもマイナンバーなどにより本人確認ができるため、生活資金を引き出すことが可能になるほか、相続の手続きが円滑になるとされています。預金口座への付番は、決して強制的に行われるものではなく、あくまで本人の意思に基づきますのでご安心ください。



2. 令和7年度税制改正

(1) 税法上の告知等要件の緩和

現行、新たな預金口座付番制度により、預金保険機構を介して個人番号等の告知を受けたとしても、預貯金者が金融機関に自身で個人番号を告知していないため、改めて告知等が必要でした。そこで、令和7年度税制改正により右記の告知等について、預貯金者の意思に基づき預金保険機構を介して個人の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した一定の書類を金融機関が備えている場合には、預金者は個人番号の告知等を要しないこととされます。

(2) 本人確認書類の提示等要件の緩和

①～③の告知書の提出を受ける金融機関が、預金者の意思に基づき、口座管理法により預金保険機構から個人の本人特定事項及び個人番号の通知を受けて、個人の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した一定の書類を備えている場合には、本人確認書類の提示等を要しないこととされます。

① 国外送金等 ② 国外証券移管等 ③ 国外電子決済手段移転等

- ① 利子、配当等の受領書の告知
 - ② 株式等の譲渡の対価の受領書の告知
 - ③ 償還金等の受領書の告知
 - ④ 金地金等の譲渡の対価の受領書の告知
 - ⑤ 特定口座開設届出書の提出をする者の告知
 - ⑥ 非課税口座開設届出書等の提出をする者の告知
 - ⑦ 国外送金等をする者の告知書の提出
- 等

3. 預貯金口座付番制度の相続時の取り扱い

相続では被相続人の財産をすべて把握する必要があり、金融機関ひとつひとつに口座の有無を問い合わせるなどの手間がかかります。しかし、預貯金口座付番制度により付番している場合、相続人が一つの銀行に問い合わせると、銀行は預金保険機構に相続人からの照会があったことを通知し、預金保険機構は他の銀行から付番している全ての預貯金口座の情報を提供してもらい、一括で相続人に通知するといったことが可能になります。原則、口座の付番を申請できるのは名義人のみです。相続が発生してから、ご家族が預金口座がどこにあるか分からない、探しだせないということはよくありますので、それを防ぐためにぜひ生前に預金口座にマイナンバーを付番する手続きをしましょう。

4. まとめ

預金口座付番制度は一つの金融機関の窓口で全ての預金口座の所在を確認できるようになるため、災害時や相続時の備えとして役立ちます。相続時には、相続人による口座照会が簡略化され相続手続きを円滑に進めることができるため、生前に口座の付番申請を完了させておくことが大切です。預金口座は隠そうと思っても隠すことができません。相続人に喜ばれるこの便利な制度の利用をおすすめします。ご不明な点がございましたら弊社まで是非ご相談ください。

出典：内閣府「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律の概要」